

## 航空連合NEWS

発行：航空連合 / 発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

航空保安  
政策特集航空保安体制の強化に向けた  
航空法改正について

## これまでの取り組みのDIGEST

第204回通常国会において、航空法等の一部を改正する法律案が与野党の賛成多数で可決されました。本法律案の成立により、国が航空機等に対するテロ等の危害行為防止のための基本方針を策定することが明記され、また**保安検査や預入手荷物の検査が義務化**されることになりました。加えて、違反者には罰則が科されることとなり、保安検査員が検査拒否行為に対し、法的根拠をもとに厳格に対応できるようになるなど、航空保安の強化につながる大きな前進となりました。

今回の航空連合Newsでは、『航空保安政策特集』として、これまでの航空連合の取り組みを振り返るとともに、航空保安体制のさらなる強化に向けた政策の方向性を紹介します。



第204回通常国会で、航空連合の提言を主張する政策議員フォーラムのメンバー



## 航空連合の提言(概要)

- テロ・ハイジャック対策は国家レベルの課題として捉え、**航空保安体制を強化すべき**であり、民間の航空会社に保安検査の責任を負わせるのではなく、**国の責任**で行うべき。
- 航空保安の維持、確保に向けた**責任の主体は「国」**であることを明確にし、**法制化**すべき。
- 法制化までの間は、航空保安体制を強化するために、**国が費用を負担し**、より先進的な機器を導入するなどの対応を図るべき。

## 航空連合

は、航空関連産業で働く仲間・労働組合が大同団結し、産業の魅力の向上や基盤の強化に向けて1999年10月に結成された、航空労働界を代表する最大の産業別労働組合です。56の企業別組合の47,317人(うち客室乗務員約1万4000人)で構成され、ナショナルセンター「連合」に加盟しています。

# 日本における航空保安体制の変遷と航空連合の取り組み



**昭和45年 (1970年)** **よど号ハイジャック事件**  
空港の保安検査に金属探知機(X-RAY)が本格導入

**昭和49年 (1974年)** **金属探知機の導入費用を空港整備勘定から半額補助**

**平成11年 (1999年)** **航空連合 発足**  
発足当時から、航空保安体制を強化すべきであるとの政策を掲げ、民間の航空会社に保安検査の責任を負わせるのではなく、国の責任で行うべきとの提言を行ってきた。



**平成13年 (2001年)** **9.11米国同時多発テロ**  
欧米主要国において保安責任主体を従来の航空事業者から国または空港会社へと見直し

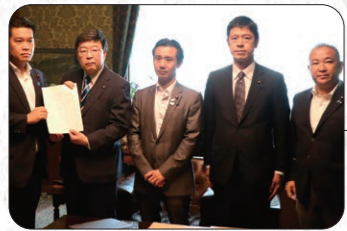
【諸外国における保安責任主体の状況】  
国(警察機関を含む): アメリカ、ドイツ、シンガポール、ニュージーランド、マレーシア等  
空港管理者: イギリス、フランス、オーストラリア等  
航空会社: 日本

**平成28年 (2016年)** **航空保安法 参議院に提出**  
航空連合政策議員フォーラムが中心となり、第190回通常国会で、「航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案」(以下、航空保安法案)を議員立法として参議院に提出。



**平成29年 (2017年)** **国が主要空港の先進的保安検査機器導入について半額補助**  
ポテスキャナーや新たな先進的保安検査機器を国内の主要空港に導入し、国として機器整備費用の1/2の補助を行う。

**航空保安法 衆議院に提出**  
第193回通常国会で、航空連合政策議員フォーラムが航空保安法案を議員立法として衆議院に提出。



**平成30年 (2018年)** **国が先進的保安検査機器導入に伴うターミナル改修費用を半額補助**  
ポテスキャナーや新たな先進的保安検査機器に加え、高性能X線検査装置等の導入に伴い必要となるターミナル改修費用の1/2の補助を行う。

**航空保安法 衆議院に再提出**  
第196回通常国会で、航空連合政策議員フォーラムが航空保安法案を議員立法として衆議院に再提出。



**平成31年 (2019年)** **航空保安法 参議院に再提出**  
航空連合政策議員フォーラムが中心となり、第198回通常国会で、航空保安法案を議員立法として参議院に再提出。

**令和2年 (2020年)** **補助対象空港の拡充と補助率の縮小**  
ポテスキャナーや高性能X線検査装置等の導入対象空港が国内線も含む全国の空港に拡充。一方、導入に対する費用補助率が1/4に減少。



8月11日  
左から川上安全部長(当時)、島会長(当時)



8月28日  
前列一番右) 交通労働 住野議長



12月23日  
左から川上安全部長(当時)、島会長(当時)



4月15日  
左から島会長(当時)、磯崎 哲史(参) 国民民主党政策調査会第2部会長、航空連合政策議員フォーラム事務局次長



4月22日  
立憲民主党国土交通部会への説明の様子



5月14日  
衆議院国土交通委員会での法案採決の様子



6月4日  
参議院本会議での法案採決の様子

**令和2年 (2020年) 6月19日** **有識者会議 保安検査に関する有識者会議開催**  
第1回 保安検査に関する有識者会議が開催。本会議の委員として全日本交通運輸産業労働組合協議会(以下、交運労協)の住野議長が出席し、航空連合の提言を踏まえた意見を発信。

**保安検査に関する有識者会議 設置趣旨**

- 航空機や空港を標的とした国際テロ等の脅威を防ぎ、乗客乗員の安全を確保する上で保安検査は必要不可欠である。
- 一方、機内持込制限品の未検出事案等の問題が発生しており、その要因として、保安検査員の人手不足、旅客の保安検査への認識不足等が挙げられる。
- 保安対策の強化を進め、将来の航空需要の増加を見据え、保安検査の「質」の高度化、増加する「量」への対応、旅客の利便性との両立が求められている。
- これらを踏まえ、保安検査に係る包括的な検討を行うため、会議を設置する。

**7月3日** **有識者会議 第2回 保安検査に関する有識者会議が開催**

**8月11日** **航空連合 航空局安全部長に対し、航空保安のあり方について要請**

**8月28日** **有識者会議 第3回 保安検査に関する有識者会議が開催**

**12月10日** **有識者会議 第4回 保安検査に関する有識者会議が開催**

**12月23日** **航空連合 航空局安全部長に対し、航空保安の法制化を要請**

**令和3年 1月22日 (2021年)** **有識者会議 第5回 保安検査に関する有識者会議が開催**

**3月8日** **有識者会議 「保安検査に関する有識者会議」に係る中間とりまとめが公表**

**保安検査に関する有識者会議に係る中間とりまとめ概要** 国土交通省

**保安検査をめぐる情勢**

- 国際的なテロの発生
- 日本国内で予定されている国際的イベントやインバウンドを含めた今後の航空需要の増加
- 保安検査員をめぐる構造的な課題(人手不足、技能向上、労働環境改善等)

→ 保安検査の量的・質的向上など航空保安対策の充実を図る必要

**課題解決の主な方向性**

<p><b>①保安検査の位置付け</b></p> <p>【課題】保安検査の明確な法的位置づけがなく、旅客の協力を得にくい、毅然とした姿勢で検査に臨みにくい</p>	<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安検査の法律上の根拠の明確化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>旅客等に対し保安検査の受検を義務付け(未受検の場合には罰則)</li> <li>預入手荷物検査の義務付け</li> <li>保安関係職員に対する業務妨害への対応の検討</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>②関係者の役割分担・連携強化</b></p> <p>【課題】検査の確実な実施や事業への迅速な対応のため、複数の関係者による連携強化や国のリーダーシップの強化が急務</p>	<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国はハイジャック・テロ等の防止に関する「基本方針」を策定                     <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国の役割の明確化(主体的に全体をマネジメント、課題の検討・関係者との調整を主導)</li> <li>航空会社、空港会社等関係者の役割の明確化、連携</li> <li>保安検査等の実施体制強化、検査能力向上等</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>これに基づき、国は関係者へ指導、助言</li> <li>関係者の役割分担、連携強化について継続的に検討</li> </ul>
<p><b>③保安検査の量的・質的向上策</b></p> <p>【課題】雇職率の高い検査員人材の確保・育成や今後の検査需要の増大に対応した検査の高度化など、保安検査の現場における量的・質的向上が課題</p>	<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査業務の受委託に係る基準の策定</li> <li>国による検査会社への指導・監督の強化</li> <li>更なる先進機器の導入推進や検査員の労働環境の改善(財源の充実を含む必要な対応策を継続的に検討)</li> </ul>

↑ 「基本方針」に反映

**4月15日** **航空連合 国民民主党へ航空保安体制の強化に向けた政策要請**

**4月22日** **航空連合 立憲民主党へ航空保安体制の強化に向けた政策要請**

**5月14日** **衆議院国土交通委員会において航空法等の一部を改正する法律案が審議され、与野党の賛成多数で可決**

**6月3日** **参議院国土交通委員会において航空法等の一部を改正する法律案が審議され、与野党の賛成多数で可決**

**6月4日** **参議院本会議において航空法等の一部を改正する法律案が与野党の賛成多数で可決**

**12月3日** **政府が改正航空法の施行日を令和4年3月10日とすることを閣議決定**

# 国会審議において 附帯決議に 航空連合の主張が反映

第204回通常国会における航空法等の一部を改正する法律案の審議においては、保安検査の責任主体や費用負担のあり方に関して多くの課題認識が示され、衆議院・参議院ともに残された課題に対して早期に見直しを検討する附帯決議が付されました。

## 航空法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・参議院、抜粋）

- 危害行為防止基本方針においては、**ハイジャック・テロ防止対策は、国家安全保障上重要な対策と位置付け、国が責任をもって主導的な役割を果たすもの**であることを明確に示すとともに、その責任を果たすよう努めること。また、危害行為防止基本方針の策定や変更にあたっては、関係者の意見を十分に踏まえた上で検討すること。そのため、保安検査に関する有識者会議を継続し、関係者の議論の場を設定すること。（衆）（参）
- 保安検査の実施にあたっては、保安検査の確実性と旅客の利便性との両立を図るため、**保安検査員の処遇の改善及び保安検査の質の高度化等の保安対策強化に必要な措置を講じる**こと。また、旅客等に対し、保安検査の受検の義務付け及び妨害行為等の場合の罰則について十分な周知を図ること。（衆）（参）
- **保安検査における国、地方公共団体、空港会社、航空会社、保安検査会社等の役割分担の見直し**について、諸外国との比較を十分に行い、**期間を定めて検討**を行うこと。（衆）（参）
- **保安検査の適正な費用負担の在り方について、早期に見直しを検討**すること。特に、航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性があることを十分に考慮し、検討を進めること。（衆）
- 旅客から徴収している保安料については、その位置付けや意義を明確にした上で、旅客に対し周知を行うとともに、保安料の引き上げが必要な場合には、引き上げの意義や必要性について旅客等に丁寧な説明を行うこと。（衆）
- 保安検査の適正な費用負担の在り方について、旅客から徴収している保安料の意義や位置付け、水準の見直しの必要性も含めて、**早期に見直しを検討**すること。特に、**航空会社も費用を負担している現在の制度では、民間企業の経営状況でその費用に影響が生じる可能性がある**ことを十分に考慮し、検討を進めること。（参）

## 航空法 改正後の動き



◎ 後方) 航空連合 内藤会長  
前方) 交通労働 住野議長

8月11日(水)・10月29日(金)、国土交通省で第6回・第7回の保安検査に関する有識者会議が開催され、6月の航空法改正をふまえ、継続課題となった保安検査の責任主体と費用負担のあり方を中心に、今後の検討の方向性について意見交換が行われました。

交通労働の住野議長が引き続き本会議の委員に選出され、航空連合の提言をふまえ、航空保安体制強化に向け、国が航空保安の責任主体となることなどを改めて主張しました。今後の検討にあたっては、航空保安を国家安全保障上の課題と位置付けることや、中長期的な課題について法改正後速やかに検討することなど、国会の附帯決議に基づいて進めることになりました。

航空連合は、今後も残された課題に引き続き精力的に取り組んでいきます。

### 今後の進め方(案)

国土交通省

#### 有識者会議

- 次回(第7回)の有識者会議を秋頃に開催
  - ・ 基本方針案審議
  - ・ 今後実施する海外状況調査の進め方について議論を実施 等

#### 実施主体/費用負担のあり方の検討

- ・ 今後海外状況調査の詳細な内容・方法について検討を行い、秋頃の次回(第7回)有識者会議で報告
- ・ 海外状況調査に着手(これまでに得られている知見の深掘り等可能なものについては先行して着手)
- ・ また、関係者(航空会社、空港会社、ターミナルビル会社、検査会社等)に対して、メリット・デメリット等に関する国としての考えも示しつつ、個別の意見交換を実施しながら、論点や課題を詳細に整理
- ・ その際、費用負担に関して、関係者における保安に関する収支の状況、現行の費用負担スキームの課題、受益者負担を明確にする場合の費用徴収方法の課題等についての意見も聴取

**Facebook**  
フォローをお願いします!  
[facebook.com/jfaiu](https://www.facebook.com/jfaiu)



**Instagram**始めました!



ニュース・航空連合へのご意見は  
E-mailでお受けしています。

アドレス [avinet00@jfaiu.gr.jp](mailto:avinet00@jfaiu.gr.jp)  
ホームページ <https://www.jfaiu.gr.jp>

### アルコール関連相談窓口をご活用ください。

航空関連産業での飲酒に係る不適切事案の根絶に向けて、定期航空協会の無料の相談窓口を設けております。航空会社に所属する方のみならず、航空連合加盟組織の皆様も利用可能です。相談内容は決して、勤め先企業にも定期航空協会にも伝わりませんので、お気軽にご相談ください。

